静岡県告示第470号

静岡県私立高等学校等奨学給付金助成事業実施要綱(平成30年静岡県告示第479号)の一部を次のように改正する。

令和6年6月28日

静岡県知事 鈴木康友

改正前

第1 (略)

第2 定義

(1) • (2) (略)

(3) 高等学校等専攻科 「高等学校等修学 支援事業費補助金(専攻科の生徒への修 学支援)の取扱いについて」の一部改正 について(令和4年4月1日付け3文科 初第2543号)に規定する高等学校等専攻 科(ただし、特別支援学校の専攻科を除 く。)をいう。

(4)~(6) (略)

第3 対象者

(1) • (2) (略)

(3) 「児童福祉法による児童入所施設措費 等国庫負担金について」<u>(平成11年4月 30日厚生省発児第86号厚生事務次官通</u> <u>知)</u>による措置費等の支弁対象となる高校生等の保護者等にあっては、当該高校 生等について見学旅行費又は特別育成費 (母子生活支援施設の高校生等を除く。) が措置されていないこと。

(4) ア・イ (略)

ウ 保護者等全員の支給を受けようと する年度の道府県民税所得割及び市 町村民税所得割が非課税である世帯 で、当該世帯に<u>扶養される</u>兄弟姉妹 で2人目以降の通信制以外の高等学 校等に通う高校生等及び当該世帯に 扶養されている高校生等以外に15歳 (中学生を除く。)以上23歳未満の扶 改正後

第1 (略)第2 定義

(1) • (2) (略)

(3) 高等学校等専攻科 「高等学校等修学 支援事業費補助金(専攻科の生徒への修 学支援)の取扱いについて」の決定につ いて(令和6年4月1日付け5文科初第 2372号)に規定する高等学校等専攻科 (ただし、特別支援学校の専攻科を除 く。)をいう。

(4)~(6) (略)

第3 対象者

(1) • (2) (略)

(3) 「児童福祉法による児童入所施設措置 費等国庫負担金について」<u>(令和5年5</u> 月10日こ支家第47号)</u>による措置費等の 支弁対象となる高校生等の保護者等にあっては、当該高校生等について見学旅行 費又は特別育成費(母子生活支援施設の 高校生等を除く。)が措置されていないこと。

(4) ア・イ (略)

ウ 保護者等全員の支給を受けようと する年度の道府県民税所得割及び市 町村民税所得割が非課税である世帯 で、当該世帯に<u>扶養されている</u>兄弟 姉妹で2人目以降の通信制以外の高 等学校等に通う高校生等及び当該世 帯に扶養されている高校生等以外に 15歳(中学生を除く。)以上23歳未満 養されている兄弟姉妹がいる高校生 等が属するもの(ア又はイに規定す る世帯を除く。)

第4 給付金の年額

高校生等一人当たりの給付金の年額は、基準日現在における世帯の区分、高等学校等の種類及び課程等に応じ、次の表に定める額とする。

		高等学校	等の種類及び	課程等
世帯の	の区分	私立の通信制及 び高等学校等専 攻科以外	私立の通信制	私立の高等学 校等専攻科
(略)				
d. Ye laak	第34)イに規 定する世帯	137,600円		
生活保護 (生業扶助) 世帯でない 非課税世帯	第34)ウに規定する世帯	152,000円	52, 100円	52, 100円

第5 給付金の申請

(1) 静岡県内に設置されている高等学校等に在学している高校生等のいる保護者等

ア・イ (略)

ウ 第3(4)ウに規定する世帯について

の扶養されている兄弟姉妹がいる高 校生等が属するもの(ア又はイに規 定する世帯を除く。)

第4 給付金の年額

(1) 高校生等一人当たりの給付金の年額 は、基準日現在における世帯の区分、高 等学校等の種類及び課程等に応じ、次の 表に定める額とする。

		高等学校	等の種類及び	課程等
世帯の	の区分	私立の通信制及 び高等学校等専 攻科以外	私立の通信制	私立の高等学 校等専攻科
(略)				
d Se to site	第347に規 定する世帯	142,600円		
生活保護 (生業扶助) 世帯でない 非課税世帯	第3個ウに規定する世帯	152,000円	52, 100円	52, 100円

(2) 着用が義務づけられている制服が災害 等により喪失・毀損した場合であって、 再度、購入が必要である場合について は、当該災害等につき1回に限り前号の 金額に次の表に定める金額を加算するこ とができる。なお、制服が災害等により 喪失・毀損したことについては、罹災証 明書等により確認し、再度、制服の購入 が必要であることについては、高校生等 が通う高等学校等が「制服の再購入に係 る誓約書兼証明書」(別紙様式1)によ り確認する。

<u>区分</u>	<u>金額</u>
制服の再購入に係る加算	<u>81,000 円</u>

第5 給付金の申請

(1) 静岡県内に設置されている高等学校等 <u>及び高等学校等専攻科</u>に在学している高 校生等のいる保護者等

ア・イ (略)

ウ 第3(4)ウに規定する世帯について

は、当該世帯に<u>扶養される</u>高等学校等に通う高校生等及び15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の<u>扶養している子の</u>健康険証等の写し。ただし、国民健康保険証の写しを添付する場合は、扶養誓約書(様式第8号)。なお、通信制の高等学校等に通う高校生等の世帯は除く。

エ 第3(4)アに規定する世帯については、基準日現在の生業扶助の決定状況が確認できる書類(様式第7号又は福祉事務所等が発行した生活保護受給証明書)

才 (略)

カ その他知事が必要と認める書類

(2) (略)

ア・イ (略)

ウ 第 3 (4) ウに規定する世帯については、当該世帯に<u>扶養される</u>高等学校等に通う高校生等及び15歳(中学生を除く。) 以上23歳未満の<u>扶養している子の健康険証等の写し。ただし、国民健康保険証の写しを添付する場合は、扶養</u>誓約書(様式第 8 号)。

エ~カ (略)

キ その他知事が必要と認める書類

は、当該世帯に<u>扶養されている</u>高等学校等に通う高校生等及び15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の<u>扶養されている子がいることを証明する書類(扶養誓約書(様式第8号))。</u>なお、通信制<u>及び高等学校等専攻科</u>に通う高校生等の世帯は除く。

エ 第3(4)アに規定する世帯については、基準日現在の生業扶助の決定状況が確認できる書類(様式第7号又は福祉事務所等が発行した生活保護受給証明書)ただし、高等学校等専攻科に通う高校生等の世帯は除く。

才 (略)

カ <u>第4(2)に規定する制服の再購入に係る加算を適用する場合、制服の再購入に係る誓約書兼証明書(別紙様式1)</u> 及び罹災証明書等

キ その他知事が必要と認める書類

(2) (略)

ア・イ (略)

ウ 第3(4)ウに規定する世帯について は、当該世帯に<u>扶養されている</u>高等学 校等に通う高校生等及び15歳(中学生 を除く。)以上23歳未満の<u>扶養されてい</u> る子がいることを証明する書類(扶養 誓約書(様式第8号))。

エ~カ (略)

キ <u>第4(2)に規定する制服の再購入に係る加算を適用する場合、制服の再購入に係る誓約書兼証明書(別紙様式1)及び罹災証明書等</u>

ク その他知事が必要と認める書類

様式第1号及び様式第1号-2を次のように改める。

静岡県知事 氏 名 様

静岡県私立高等学校等奨学給付金受給申請書

裏面あり

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

見人である	る里親	В
見人である	る里親	

【確認事項】下記の事項について確認の上、申請者(保護者等)が署名(自署)をしてください。

- ・この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ・この申請書に虚偽の記載があった場合は、静岡県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ・私は静岡県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。
- この申請書の提出にあたり、静岡県が高等学校等就学支援金の認定状況、世帯状況、生活保護の 受給状況、課税状況等について、関係機関から情報提供を受けることを同意します。

※記入もれ注意 申請者 (※自署)

【対象となる高校生等の生活保護(生業扶助)の受給状況〔基準日(7月1日)現在〕】

×ドキらね_	七の数ツオス毎日に	ついて モーック	(図) をつけてください	₹

生活保護(生業扶助)を受給 <u>していません。</u> ⇒【対象となる高校生等について】⇒【裏面】の順に記入
生活保護(生業扶助を受給しているため、生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書を提出します。 ⇒【対象となる高校生等について】を記入 ⇒【裏面】の記入は不要です。その他必要書類の記入をお願いします。

【対象となる高校	を生等について】										
ふりがな氏 名			生年月	日	昭和 平成		年		月		日
学校設置者名 (学校法人名等)				入	学 年	月			年		月
学 校 名				学	ė.	年					年
学校所在地	〒 −						•				
学校の種類 課程・学科	□ 高等学校 □ 中等教育学校 □ 高等専門学校 (1~3学年) □ 高等学校等専攻科	□ 専修学 □ 専修学 □ 専修学 □ 各種学	校(一般	課程) 人学相		課程・学科	□ 定 □ 通	日制 時制 信制 解釋		昼間学和 夜間等等 通信制等 専攻科	学科
過去の高等学校等	学校名立	年		1	学校の	種類	・課程・学	科		2回 3回	レた回数 4回
における在学期間	学校名 立	年年	~		学校の	種類	・課程・学	4	在学中に#	2回 3回	4日

兄弟姉妹等

無 • 有

【保護	者等(耳	厚攻科の場合	合は生計維持者	の収入の	伏況に	ついて】	高校生等が「生	= 業扶助を受給	していない」	
	(1) 又は	(2)から、じ	<u>ずれか</u> 該当する	項目にチェ	ツク(☑)	場合に以下、記			
→ (·	(1)次の者の課税証明書等を提出します。									
① [① 親権者(両親) 2名分 [又は、生徒の生計をその収入により維持している者(生計維持者)※ 2名分] ※生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合									
IT	親権者1名分									
	・親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合はその者は除く。 ※ひとり親世帯の生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合を含む。									
2	→ どち 一方!	らか こ☑ 歯	維婚、死別等により <u>戸籍謄本等</u> 「ひと) 親権者が1 り親」であ	名の場 ることの	合 D証明書類の)提出が必要で	です。		
			<u>・れ以外</u> (DV、養育 上記の内容がわか 就学支援金の認定が	る <u>申立書</u> の	提出が	必要です。				
	未成	年後見人() 名分··· <u>·</u>	卡成年後見人	である	ことを確認っ	できる書類の	提出が必要で	す。	
3 [* 水光11生		未成年後見人が選ん である場合又は財産に							
4			ぎ1名分 〔①~③』 かる書類(扶養誓 約				維持者が存在で	する場合〕		
5	生徒本人 ⑤ □ 無権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合等・・・・主たる生計維持者等がいないことがわかる書類(扶養誓約書)の提出が必要です。									
<u> </u>	2)次の I	里由により、	課税証明書等を	提出しませ	ん。※(1)を記入し	た場合は、言	記入不要		
			徒本人(親権者、 民税所得割及び市						い場合) であ	
該	当者(多	子世帯)のみ記	入 【抗	夫養親族の	状況に	ついて】				
対象	皂生徒(※	が通信制高校	(又は、高等学校専	互攻科)に在学	≐ → [以下の記入	は不要です。]		
•対象	生徒以外	トに扶養されて	いる15歳(中学生を	と除く。)以上:	23歳未満	の兄弟姉妹	がいる世帯の場	場合		
			生等がおり、対象生							
第2	子里価(1	52,000円)を適	用することができま			約書】の提出が		+		
		6子どもの氏名	対象生徒との 装柄 満(中学生)		年齢	職業又は学校名 無職の場合は		課程	今年度の給付金の 申請の有無	
該当者	4が複数いる場	合は、いずれか1名	兄·弟 姉・妹	年 月 日		(334, have below	,	□通信制	□有 □無	
扶養・	被扶養の	関係は、健康保	. , ,	と同じ		(学年等:)	□ 通信制以外		
扶養・被扶養の関係は、健康保険法等における関係と同じ ※「対象生徒」とは、本申請の対象となる高校生等であり、「対象生徒との続柄」欄は、対象となる高校生等を基準に該当 する続柄に○を付してください。										
		学・復学		是在休学してい 至 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				复学(基準日現	在休学)	
) 静学 岡校	又抜	対象区分	□ 就学支援金 対象生徒は基準日			□ 学び直し対 こ在学し、上記		いことを証明し	<u></u> ます。	
県記内入			年 月	Ħ						
校欄	在生	学等証明			学校	名			印	
					学校長氏	:名				
※ 県	学 校	全日制等・	通信制・ 専攻科	支給	区分	生業扶助	全①	全②	通信·専攻科	
記入	生業扶助	未受給	受給	可・否	支給額	52,600円	142,600円	152,000円	52, 100円	

(別紙)

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次により記入してください。

- 基準日(7月1日)現在、在籍している学校について、記入してください。
- 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校(専攻科を含む)、中等教育学校の後期課程(専攻科を含む)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④高等学校等専攻科」、「⑤中等教育学校(後期課程)」、「⑥中等教育学校(専攻科)」、「⑦高等専門学校(1~3学年)」、「⑧専修学校(高等課程)昼間学科」、「⑨専修学校(高等課程)を間等学科」、「⑩専修学校(高等課程)を間等学科」、「⑪専修学校(高等課程)を間等学科」、「⑪専修学校(高等課程)通信制学科」、「⑬専修学校(一般課程)通信制学科」、「⑬専修学校(高等課程)通信制学科」、「⑬専修学校(一般課程)通信制学科」、「⑭各種学校(外国人学校)」、「⑮各種学校(その他)」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次により記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の①~⑤は 除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた 未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。 (専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等 に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は④又は⑤のいずれかの□ にレ印を付けてください。
- ハ (1)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。
- 二 (1)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者 (医療保険各法(注)における扶養者等)の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類 (扶養誓約書)を添付してください。

[主たる生計維持者の課税証明書等の提出が必要となるケース]

- (例) 両親の離婚により父が親権者となったが、その後、父が死亡。未成年後見人は選任されておらず、祖父の収入により生徒の生計を維持している場合 等
- (注)医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、
 - ・生徒に父母がいる場合

当該父母とします。(収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親(2名)。ひとり 親等の場合は父又は母のみ)

- ・生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の(ア)~(エ)に掲げる者である場合、当該生徒 又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
- (ア)満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
- (イ)満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- (ウ)満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- (エ) そのほか、社会的養護が必要と認められる者

- 口 (1)①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。
- ハ (1)②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。 家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、④又は⑤のうちいずれか該当するものを選択してください。
- = (1)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者 (医療保険各法(注)における扶養者等)の課税証明書等を添付してください。また、生徒の 生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類(扶養誓約書)を添付して ください。
 - (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【扶養親族の状況について】の欄は、次により記入してください。

○ 高等学校等に通う高校生等及び15歳以上(中学生は除く)23歳未満の被扶養者については、扶養 を確認できる書類(扶養誓約書)を添付してください。

留意事項

- 過去に国公私立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、静岡県私立高等学校等奨学給付金の受給資格はありません。
- \bigcirc 同一生徒が2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。
- 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和5年5月10日こ支家第47号)」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- 偽りその他不正の手段による申請により受給した場合、支給された給付金の一部または全部について返還の対象となり、また、別途加算金等が課せられるほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- その他、不利益が生じる恐れがありますので、基準日 (7月1日) 現在の内容を正しく記入してください。

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

在 学 等 証 明 書

下記の者は、基準日*現在、本校へ在学していることを証明します。

※基準日:支給を受けよ	うとする年度	の7月1日	1						
	(ふりがな)								
氏 名									
生年月日			平成		年		月		日生
			1 ///						, <u> </u>
在学年				第	f .		学年		
11.7-7-				<i>A</i>	7		丁 十		
学校の種類									
課程・学科									
支援対象区分	□就学	支援金受	受給資格者	□ 学で	び直し支	援金対象	象者 🗌	専攻科	支援対象者
支援対象区分 ※専攻科支援対象									
J 4807 4-4-1	者につい	ては、	個人対象	要件を確	認の上、				
※専攻科支援対象 【休学期間がある	者につい	ては、 その 期	個人対象	要件を確	認の上、	証明書			
※専攻科支援対象 【休学期間がある 年	 者につい 場合は、 月	ては、 その 期 日	個人対象 間を記 え	要件を確	認の上、	証明書	書を発行し		
※専攻科支援対象 【 休学期間がある 年	 	ては、 その 期 日	個人対象 明間を記 ん ~	要件を確	認の上、 さい。】 年	証明書	書を発行し		
※専攻科支援対象 【 休学期間がある 年	 	ては、 その 期 日	個人対象 明間を記 ん ~	要件を確	認の上、 さい。 】 年 年	証明書	書を発行し		
※専攻科支援対象 【 休学期間がある 年	 	ては、 その 期 日	個人対象 明間を記 ん ~	ー・・ シ要件を確け 入してくだ。	認の上、 さい。】 年	証明書 月 月	書を発行し		
※専攻科支援対象 【 休学期間がある 年	 	ては、 その 期 日	個人対象 明間を記 ん ~	要件を確	認の上、 さい。 】 年 年	証明書 月 月	書を発行し 日 日	ンてくだ <i>さ</i>	

口座振込依頼書 (兼委任状)

月	目
	月

静岡県知事 氏 名 様

「申請者(保護者等)]

住	所	
氏	名	(※自署)

静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給が決定された場合は、下記へ口座振込によ お支払いください。(静岡県私立高等学校等奨学給付金の受領の権限を下記口座名 義人に委任します。)

振込先金融機関名(該当す るものを○で囲む)	銀行 支店 金庫 出張所 農協 所
預貯金種別(該当するもの を ○ で 囲 む)	普通 • 当座
預貯金口座番号	
フ リ ガ ナ	
口 座 名 義 人	

〔口座名義人が申請者と異なる場合、以下の欄について記入してください。〕

П	座 名	義	人 住	所	
П	座	名	義	人	※名義人署名(自署)

貼付け欄(のり等で貼付けてくだる

- * 金融機関名、店舗名、預貯金種別、口座番号、口座名義人(カナ)が確認できるページのコ ピーを添付してください。
- *預金通帳がない場合は、キャッシュカードの写しやインターネットバンキングの上記の内容がわかる画面の写しでも差し支えありません。
- *金融機関によっては、表紙に必要事項の記載がないものがあるため注意してください。 (例) 静岡銀行の場合は、表紙及び見開き1ページ目をコピー (例) ゆうちょ銀行の場合は、見開き1ページ目をコピー

(例) 記号00000 番号0000000 おなまえ 〇〇 〇〇 様 株式会社ゆうちょ銀行 店名____ 店番___ 預金種目普通預金 口座番号-

様式第6号を次のように改める。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

委 任 状

私が支給を受ける静岡県私立高等学校等奨学給付金を学校徴収金等(教科書費・教材費、 学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費・PTA会費、入学学用品費、修学旅行 費、通信費等)に充てることについて、学校設置者に委任することを了承します。

		(※自署)
申請者現住所 (保護者等)	申請者氏名	

静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給が決定された場合は、下記口座にお支払いください。 (静岡県私立高等学校等奨学給付金の受領の権限は、下記口座名義人に委任します。)

振 込 先 金 融 機 関 名 (該当するものを○で囲む)					銀行 支店 金庫 出張所 農協 所
預	貯	金	種	別	普通 • 当座
預	貯 金	П	座 番	号	
フ	IJ		ガ	ナ	
П	座	名	義	人	

※ 口座情報は学校に確認し記載すること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

扶養誓約書

私が、主として下記の者を扶養している(健康保険法等における扶養被扶養の関係と同等であ<u>る</u>)ことに相違がないことを誓約します。

扶養者 住 所						高校生等との関係						
氏 名	(※自署))				申請者(保護者等) との関係						
生年月日		年	月	日(歳)							
					扶養者 との続柄							扶養者 との続柄
対象の高校生等						被扶養者氏名①						
生年月日	年	月	日(歳)		生年月日	4	Ę.	月	日(歳)	
					扶養者 との続柄							扶養者 との続柄
被扶養者氏名②						被扶養者氏名③						
生年月日	年	月	日(歳)		生年月日	ź	Ę	月	日(歳)	
					扶養者 との続柄							扶養者 との続柄
被扶養者氏名④						被扶養者氏名⑤						

県	高校生徒との関係	取扱い区分		
記入欄	親権者(両親) ・ 親権者(ひとり親)・ 生徒本人 主たる生計維持者 ・ 未成年後見人 未成年後見人である里親 ・ その他()	第2子以降 主たる生計維持者 生徒本人		
早見表	令和6年度:平成13年7月3日 ~ 平成21年7月2日			

生年月日

年 月 日(歳)

年 月 日(歳)

生年月日

午	8	
_		

静岡県知事 氏 名 様

制服の再購入に係る誓約書兼証明書

申請者氏名									
下記の者について、着用を義務付けられている制服が、 <u>年月日</u> に 発生した <u>(災害名を記載)</u> により喪失(毀損)したことを誓約します。									
対象生徒氏名									
在学する学校の名称									
対象生徒との関係									

※罹災証明書等を添付すること。

【学校記入欄】								
当校では生徒に制服の着用を義務付けており、今後の学校生活に支障が生じることから、上記の生徒については、再度の制服購入が必要であることを証明します。								
年 月 日								
学 校 名	印							
学校長氏名	Eli							
担当者名								
12-14-7 電話番号								

附則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。